

国立大学法人埼玉大学(法人番号6030005001803)の役員報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

国立大学法人埼玉大学の主要事業は教育・研究事業である。役員報酬水準を検討するにあたって、他の国立大学法人、国家公務員、類似事業を実施している民間法人や独立行政法人等のほか、国・地方公共団体が運営する教育・研究機関のうち、常勤職員数(本学約800人)や教育・研究事業で比較的同等と認められる、以下の医療系学部を有さない国立総合大学等を参考とした。

(1) 国立大学法人横浜国立大学…当該法人は、同じ国立大学法人として教育・研究事業を実施している(常勤職員数約1,000人)。公表資料によれば、平成29年度の長の年間報酬額は18,586,000円で指定職5号俸相当、理事については15,953,000円～13,702,000円で指定職1号俸～3号俸相当となり、当該法人役員給与規則上常勤監事は指定職1号俸相当としている。

(2) 事務次官年間報酬額…23,274,000円

② 平成30年度における役員報酬についての業績反映のさせ方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

役員報酬規則により、期末特別手当の額について、文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果、当該役員の職務実績を勘案して必要と認める場合に、経営協議会の議を経て、100分の10の範囲内で増減できる。

③ 役員報酬基準の内容及び平成30年度における改定内容

法人の長

役員報酬支給基準は、月額及び期末手当から構成されている。
月額については、国立大学法人埼玉大学役員報酬規則に則り、本給月額(965,000円)に地域手当(144,750円)を加算して算出している。

期末手当についても、同規則に則り、期末特別手当基準額(本給月額+地域手当+本給月額×100分の25+本給月額及び地域手当の月額に100分の20の割合を乗じて得た額)に6月及び12月に支給する場合とも100分の167.5を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

なお、平成30年度では前年度と比較して、地域手当支給割合の引き上げ(14.5%→15%)及び期末特別手当支給割合の引き上げ(年間3.05月分→3.35月分)を実施した。

理事

法人の長と同様の規則に基づき支給及び改定を実施した。
なお、本給月額は761,000円、地域手当は114,150円と定めている。

理事(非常勤)

非常勤役員の報酬は、月額180,000円としている。

監事

法人の長と同様の規則に基づき支給及び改定を実施した。
なお、本給月額は706,000円、地域手当は105,900円と定めている。

監事(非常勤)

非常勤役員の報酬は、月額180,000円としている。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成30年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	千円	千円	千円	千円	就任	退任	
法人の長	18,586	11,580	5,269	1,736 0 (地域手当) (通勤手当)			
A理事	14,916	9,132	4,155	1,369 259 (地域手当) (通勤手当)	H30.4.1		◇
B理事	14,909	9,132	4,155	1,369 252 (地域手当) (通勤手当)	H30.4.1		
C理事	14,852	9,132	4,155	1,369 195 (地域手当) (通勤手当)	H30.4.1		
D理事 (非常勤)	2,160	2,160	0	0 ()	H30.4.1		
A監事	13,818	8,472	3,855	1,270 220 (地域手当) (通勤手当)			
B監事 (非常勤)	2,160	2,160		()			

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後
独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄

注3:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

3 役員の報酬水準の妥当性について

【法人の検証結果】

法人の長

埼玉大学は、大学の研究力の強化や国際的に競争力のある卓越した大学院の形成を進めるとともに、地域の課題解決に貢献し、地域社会を支える人材育成や研究成果の還元に取り組んでいる。

こうした中で、埼玉大学の学長は、職員数約800名（常勤）の法人の代表として、その業務を総理するとともに、校務を司り、所属職員を総督して、経営責任者と教学責任者の職務を同時に担っている。

学長の年間報酬額は、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬28,846千円と比較した場合、これを大きく下回っており、また、事務次官の年間給与額23,274千円と比べても下回るものとなっている。

埼玉大学では、学長の報酬月額を指定職5号俸相当として定めているが、指定職5号俸が適用される官職である研究所・試験所の長は当法人と職務内容・職責が近く、また他の医療系学部を有さない国立総合大学の長の給与水準と同水準である。

こうした職務内容の特性や他法人等との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

理事

埼玉大学は、大学の研究力の強化や国際的に競争力のある卓越した大学院の形成を進めるとともに、地域の課題解決に貢献し、地域社会を支える人材育成や研究成果の還元に取り組んでいる。

こうした中で、埼玉大学の理事は、学長の定めるところにより、学長を補佐して法人の業務を掌理し、学長に事故があるときはその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行うものとしている。

理事の年間報酬額は、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬28,846千円と比較した場合、これを大きく下回っており、また、事務次官の年間給与額23,274千円と比べても下回るものとなっている。

埼玉大学では、理事の報酬月額を指定職2号俸相当として定めているが、指定職2号俸が適用される官職である研究所・試験所の理事は当法人と職務内容・職責が近く、また他の医療系学部を有さない国立総合大学の理事の給与水準と同水準である。

こうした職務内容の特性や他法人等との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

理事(非常勤)

月額180千円の報酬は、他の医療系学部を有さない国立総合大学の理事(非常勤)の報酬水準以下となっているため、妥当であると考えられる。

監事

埼玉大学は、大学の研究力の強化や国際的に競争力のある卓越した大学院の形成を進めるとともに、地域の課題解決に貢献し、地域社会を支える人材育成や研究成果の還元に取り組んでいる。

そうした中で、埼玉大学の監事は、法人の業務を監査し、その結果に基づき、必要があると認めるときは、学長又は文部科学大臣に意見を提出することができるものとしている。

監事の年間報酬額は、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬28,846千円と比較した場合、これを大きく下回っており、また、事務次官の年間給与額23,274千円と比べても下回るものとなっている。

埼玉大学では、監事の報酬月額を指定職1号俸相当として定めているが、指定職1号俸が適用される官職である研究所・試験所の監事は当法人と職務内容・職責が近く、また他の医療系学部を有さない国立総合大学の監事の給与水準と同水準である。

こうした職務内容の特性や他法人等との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

監事(非常勤)

月額180千円の報酬は、他の医療系学部を有さない国立総合大学の監事(非常勤)の報酬水準以下となっているため、妥当であると考えられる。

【文部科学大臣の検証結果】

職務内容の特性や国家公務員指定職適用官職、他の同規模の国立大学法人、民間企業等との比較などを考慮すると、役員の報酬水準は妥当であると考える。

4 役員の退職手当の支給状況(平成30年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	前職
法人の長	千円 該当者なし	年 月			
理事A	千円 該当者なし	年 月			◇
理事B	千円 3,821 (33,383)	年 4 (28)	月 0 (6)	H30.3.31	1.0
理事C	千円 3,821 (40,931)	年 4 (38)	月 0 (3)	H30.3.31	1.0
理事D (非常勤)	千円 該当者なし (退職手当は支給しない)	年 月			
監事A	千円 該当者なし	年 月			
監事B (非常勤)	千円 該当者なし (退職手当は支給しない)	年 月			

注1:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄

注2:理事B及び理事Cについては、役員在職期間を役員退職手当規則に適用させて算出した金額を記載するとともに、括弧内に、役員在職期間に教職員在職期間を通算した期間(「法人での在職期間」欄の括弧の期間)をもって当該役員の在職期間として算出した金額を記載した。

5 退職手当の水準の妥当性について

【法人の判断理由等】

区分	判断理由
法人の長	該当者なし
理事A	該当者なし
理事B	<p>当該理事は、教学・学生担当として学長を補佐し、大学運営の一翼を担ってきた。特に教育改革・入試改革・学生支援の充実、社会連携教育の充実を図るため、教育改革については、質の高い教育を実施するための抜本的改革である「教育の質的転換」の推進、入試改革については、入試方法の見直しなどを行い、新しい募集単位などで面接・小論文を入試科目に加え、「思考力・判断力・表現力」、「主体性・多様性・協働性」を多面的に評価する取組を行った。学生支援については、学生相互の成長と経済的支援を目的として、ステューデント・アシスタント制度や学内ワークスタディ制度の導入、学生支援を総合的に行うための「総合キャリアセンターSUJ」を設置した。社会連携教育については、埼玉県及び埼玉県経営者協会と連携した課題解決型長期インターンシッププログラムを新たに導入した。</p> <p>当該理事の業績勘案率については、これら担当業務に対する貢献度と国立大学法人評価委員会が行う法人業績評価の結果を総合的に勘案した上で、経営協議会の議を経て、1.0と決定した。</p>
理事C	<p>当該理事は、研究・産学官連携担当として学長を補佐し、大学運営の一翼を担ってきた。特に本学の教育・研究の充実を図るため、URAオフィスの体制を整備し、理工学研究科戦略的研究部門の支援及び本学の研究力について分析を行うと共に、産学官金連携による先端産業分野の研究開発、起業、創出等及び共創ネットワーク形成等により研究開発の推進を図り、イノベーション創出及び地域社会への貢献を目指す目的で、「先端産業国際ラボラトリー」を設置し、高い見識から本学の発展に大きく貢献した。また、研究費のサポート経費を限られた予算の中で毎年度見直しを行って研究費の支援を行い、本学の研究力向上に寄与した。</p> <p>当該理事の業績勘案率については、これら担当業務に対する貢献度と国立大学法人評価委員会が行う法人業績評価の結果を総合的に勘案した上で、経営協議会の議を経て、1.0と決定した。</p>
理事D (非常勤)	該当者なし(退職手当は支給しない)
監事A	該当者なし
監事B (非常勤)	該当者なし(退職手当は支給しない)

注:「判断理由」欄には、法人の業績、担当業務の業績及び個人的な業績の検討結果を含め、業績勘案率及び退職手当支給額の決定に到った理由等を具体的に記入する。

【文部科学大臣の検証結果】

在職期間における法人及び個人の業績などを考慮すると、役員の退職手当の水準は妥当であると考える。

6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

役員報酬規則により、期末特別手当の額について、文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果、当該役員の職務実績を勘案して必要と認める場合に、経営協議会の議を経て、100分の10の範囲内で増減できる。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

当該法人の主要事業は教育・研究事業である。当該法人職員を検討するにあたって、他の国立大学法人、国家公務員、類似事業を実施している民間法人や独立行政法人等のほか、国・地方公共団体が運営する教育・研究機関のうち、常勤職員数(当該法人約800人)や教育・研究事業で比較的同等と認められる、以下の法人等を参考とした。

・国立大学法人横浜国立大学…当該法人は、当法人と同じく国立大学法人として教育・研究事業を実施している(常勤職員数約1,000人)。また、平成29年度の対国家公務員ラスペイレス指標(年齢・地域・学歴勘案)の差は3.5と僅かであり、同等の水準であると言える。

② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

○職員の勤務評定を実施し、その結果を勤勉手当の成績率、昇給に反映させる。

・賞与：勤勉手当(査定分)

基準日以前6箇月の期間における、勤務評定等の結果を踏まえた勤務成績に応じて決定される成績率により支給される。

・本給月額：昇給

勤務評定等の結果を踏まえ、勤務成績が特に良好である場合には、上位の昇給区分に決定することができる。

※年俸制適用教職員に対しては、給与の一部として業績給が支給されており、その内訳は業績手当と外部資金獲得手当で構成されている。

③ 給与制度の内容及び平成30年度における主な改定内容

国立大学法人埼玉大学教職員給与規則に則り、本給月額及び諸手当(本給の調整額、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、義務教育等教員特別手当、教職調整額、管理職員特別勤務手当、超過勤務手当、宿日直手当)及び賞与(期末手当及び勤勉手当)としている。

期末手当については、期末手当基礎額(本給月額、本給の調整額、教職調整額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計)に6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては、100分の137.5を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

勤勉手当については、勤勉手当基礎額((本給月額、本給の調整額及び教職調整額の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計)に基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合及び勤務成績に応じた割合を乗じて得た額)としている。

人事院勧告に基づく国家公務員の給与見直しに関連して、主な措置を以下のとおり講ずることとした。

・実施時期 : 平成30年4月1日

・本給表関係の措置の内容: 本給月額を平均約0.2%増額改定(役員対象外)

: 平成27年1月1日に抑制された昇給を回復するため、

平成30年4月1日において37歳に満たない当該教職員の号給を同日に1号給上位に調整

・諸手当関係の措置の内容: 地域手当支給割合を14.5%から15%へ増額改定

: 扶養手当の額を配偶者については10,000円から6,500円に、子については8,000円から10,000円に、配偶者がない場合の1人目の子又は父母等については、配偶者がある場合の子又は父母等と同様の手当額に、それぞれ改定

・期末手当及び勤勉手当 : 勤勉手当成績率を各期0.105月分増額改定

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成30年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち賞与	
うち通勤手当						
常勤職員	人 626	歳 47.5	千円 8,646	千円 6,233	千円 123	千円 2,413
事務・技術	人 152	歳 44.3	千円 6,430	千円 4,707	千円 112	千円 1,723
教育職種 (大学教員)	人 373	歳 50.8	千円 10,003	千円 7,153	千円 135	千円 2,850
教育職種 (附属高校教員)	人 21	歳 40.5	千円 7,854	千円 5,785	千円 91	千円 2,069
教育職種 (附属義務教育学校教員)	人 47	歳 34.4	千円 6,565	千円 4,883	千円 101	千円 1,682
その他医療職種 (看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
技術職種 (技師等)	人 33	歳 48.3	千円 6,988	千円 5,089	千円 96	千円 1,899
特定プロジェクト教員	人	歳	千円	千円	千円	千円

在外職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
該当者なし						

任期付職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
該当者なし						

再任用職員	人 5	歳 62.1	千円 4,414	千円 3,697	千円 140	千円 717
事務・技術	人 5	歳 62.1	千円 4,414	千円 3,697	千円 140	千円 717
技術職種 (技師等)	人	歳	千円	千円	千円	千円

非常勤職員	人 4	歳 56	千円 3,720	千円 2,725	千円 27	千円 995
事務・技術	人 4	歳 56	千円 3,720	千円 2,725	千円 27	千円 995
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:「教育職種(附属高校教員)」には、附属特別支援学校教員を含む。

注3:「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。

注4:「技術職種(技師等)」とは、従来行政職(一)を適用していた技術職について、法人化にあわせて新たな職種として位置づけ、独自の本給表を適用させている職種である。

注5:「常勤職員」の「その他医療職種(看護師)」及び「特定プロジェクト教員」、「再任用職員」の「技術職種(技師等)」、「非常勤職員」の「教育職種(大学教員)」は該当者がそれぞれ2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、区分以外は記載せず、それぞれの全体の数値からも除外している。

注7:以下の職種は、該当者がいないため記載を省略している。

- ・「常勤職員」のうち、医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)
- ・「再任用職員」のうち、医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)
- ・「非常勤職員」のうち、医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)

[年俸制適用者]

区分	人員	平均年齢	平成30年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	人 36	歳 48	千円 9,597	千円 9,597	千円 126	千円 0
教育職種 (大学教員)	人 30	歳 48.8	千円 9,893	千円 9,893	千円 126	千円 0
特定プロジェクト教員	人 6	歳 44.2	千円 8,117	千円 8,117	千円 124	千円 0
リサーチ・アドミニストレーター	人	歳	千円	千円	千円	千円

注1:「リサーチ・アドミニストレーター」とは、本学の研究活動・情報の調査及び分析、科学技術・学術政策等の動向把握及び分析、競争的資金に係る情報収集、分析及び申請支援業務を行う職種である。

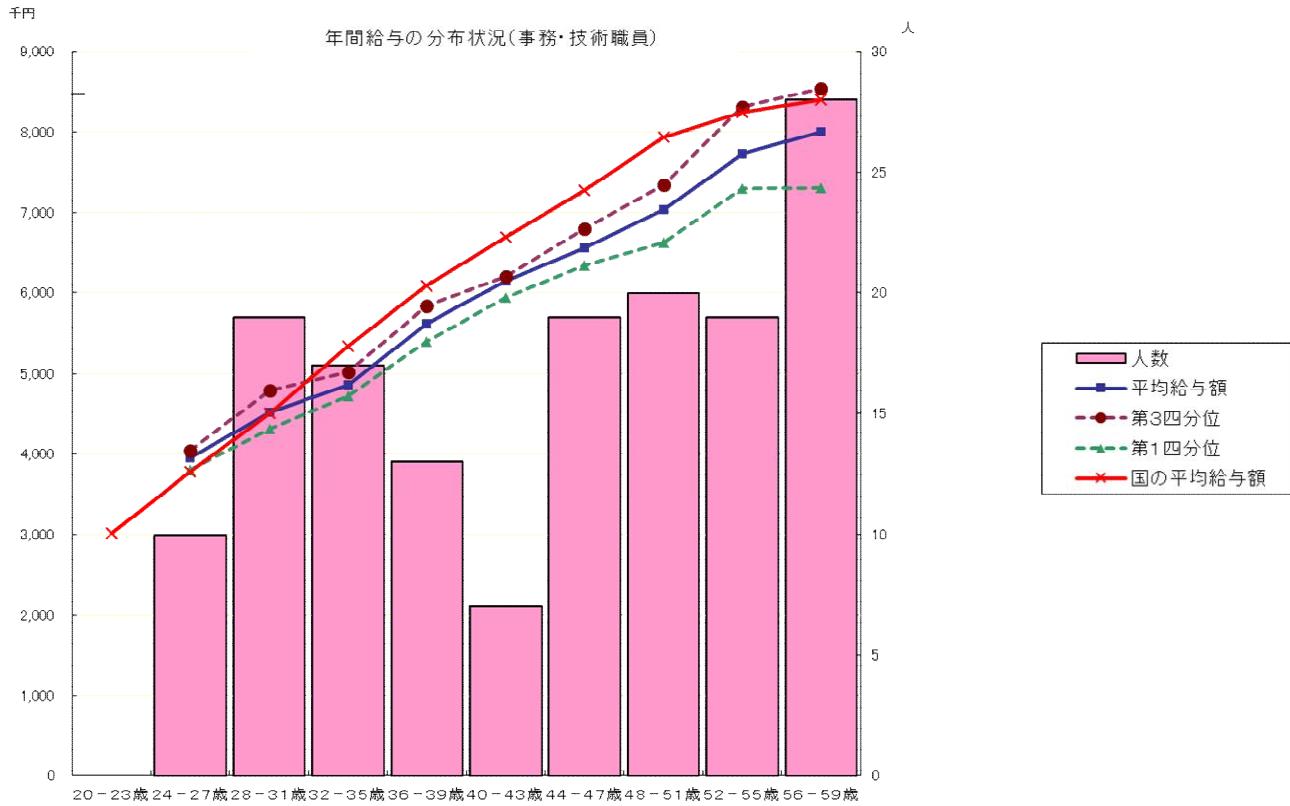
注2:「リサーチ・アドミニストレーター」は2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「区分」以外は記載せず、常勤職員全体の数値からも除外している。

注3:以下の職種は、該当者がいないため記載を省略している。

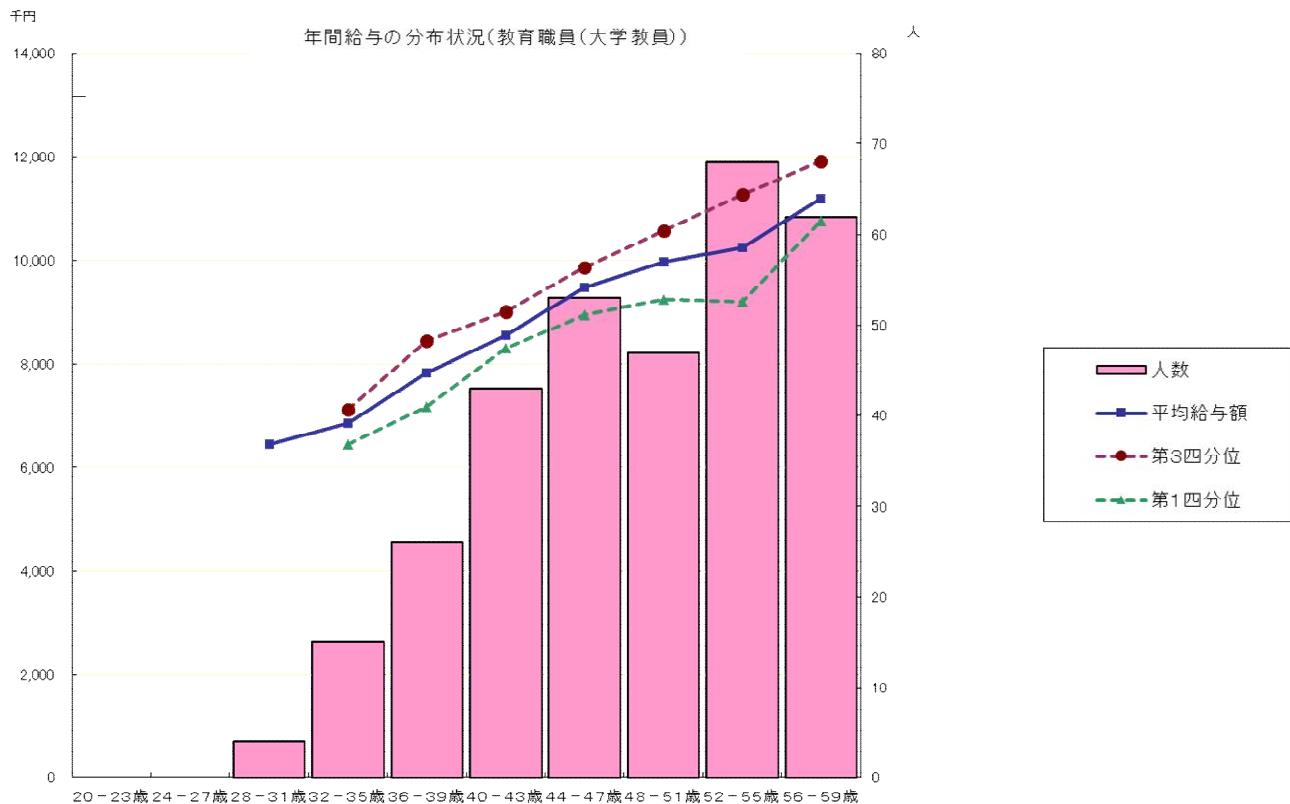
- ・「常勤職員」のうち事務・技術、医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)
- ・「在外職員」
- ・「任期付き職員」
- ・「再任用職員」
- ・「非常勤職員」

②年齢別年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、④まで同じ。]

(事務・技術職員)



(教育職員(大学教員))



注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、④まで同じ。

注2:教育職員(大学教員)の28~31歳の該当者は4人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与の第1・第3四分位については表示していない。

③ 職位別年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	(最高～最低)
部長	3	58.5	9,259	千円 ～
課長	18	56.1	8,527	9,148 ～ 7,546
課長代理	23	54.0	7,477	7,822 ～ 7,026
係長	45	48.0	6,583	7,546 ～ 4,907
主任	30	38.3	5,485	7,072 ～ 4,495
係員	33	30.4	4,406	5,724 ～ 3,637

注1:「課長」には、課長相当職である「事務長」、「室長」及び「主幹」を含む。

注2:「課長代理」には、課長代理相当職である「事務長代理」、「室長代理」及び「専門員」を含む。

注3:「係長」には、係長相当職である「専門職員」を含む。

注4:「部長」については該当者が4人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「人員」「平均年齢」「平均年間給与額」以外は記載していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	(最高～最低)
教授	180	56.5	11,249	千円 14,116 ～ 9,059
准教授	150	46.6	8,991	10,208 ～ 6,585
講師	8	46.1	8,282	9,019 ～ 6,783
助教	35	40.2	6,894	7,686 ～ 6,187

④ 賞与(平成30年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 59.1	% 56.3	% 57.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 40.9	% 43.7	% 42.4
	最高～最低	52.8～34.7	53.2～40.0	51.6～37.8
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 59.9	% 57	% 58.3
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 40.1	% 43	% 41.7
	最高～最低	42.1～34.7	45.1～39.4	43.7～37.3

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 58.7	% 55.9	% 57.2
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 41.3	% 44.1	% 42.8
	最高～最低	% 52.3～37.9	% 53.5～40.8	% 52.7～40.2
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 60.1	% 57.3	% 58.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 39.9	% 42.7	% 41.5
	最高～最低	% 49.1～37.3	% 50.5～40.1	% 49.9～38.8

3 給与水準の妥当性の検証等

○事務・技術職員

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	・年齢勘案 93.3 ・年齢・地域勘案 94.2 ・年齢・学歴勘案 92.9 ・年齢・地域・学歴勘案 94.2 (参考)対他法人 106.4
国に比べて給与水準が 高くなっている理由	該当なし
給与水準の妥当性の 検証	(法人の検証結果) 本学の給与水準については、本学の支出予算の範囲内において、社会一般の情勢及び国家公務員の給与水準を考慮し、国家公務員の例に準じて支給されており、その水準は対国家公務員指数100未満であり、適正と考えられる。 【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 53.7%】 (国からの財政支出額 6,684百万円、支出予算の総額 12,449百万円 :平成30年度予算より) 【累積欠損額 0円(平成29年度決算)】 【管理職の割合 13.8%(常勤職員数152人中21人)】 【大卒以上の高学歴者の割合 63.8%(常勤職員数152人中97人)】 【支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合 52.0%】 (給与・報酬等支給総額 6,472百万円、支出総額 12,436百万円 :平成29年度決算より) (文部科学大臣の検証結果) 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から 給与水準は適正であると考える。引き続き適正な給与水準の維持に努めて いただきたい。
講ずる措置	今後も社会一般の情勢及び国家公務員の給与水準を考慮し、適正な給 与水準の維持に努めていく。

○教育職員(大学教員)

教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準(年額)の比較指標

105

注:上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、

平成30年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指標である。

4 モデル給与

(扶養親族がいない場合)

○事務・技術職員

- 22歳(大卒初任給)※22歳のみ地域手当を含めず算出

月額 180,700円 年間給与 2,961,000円

- 35歳(主任)

月額 314,065円 年間給与 5,216,000円

- 50歳(係長)

月額 418,025円 年間給与 6,943,000円

○教育職員(大学教員)

- 27歳(博士修了初任給)

月額 330,040円 年間給与 5,458,000円

- 35歳(准教授)

月額 466,095円 年間給与 7,843,000円

- 50歳(教授)

月額 620,540円 年間給与 10,579,000円

※ 扶養親族がいる場合には、扶養手当(配偶者6,500円、子1人につき 10,000円)を支給

注:モデル給与例の月額及び年間給与は、本給、本給の調整額、地域手当を基礎に算出

- 地域手当率: 15% (22歳事務・技術職員は0%とする)

- 准教授: 本給の調整額(12,700円)

- 教授: 本給の調整額(30,000円)

5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

年俸制適用教職員に対して給与の一部として実施されており、その内訳は以下のとおり業績手当と外部資金獲得手当で構成されている。なお、当該制度については、今後とも継続して行う方針である。

・業績手当…毎年行う年俸制業績評価の評価結果から、前回の評価結果(反映率)との差に基づき年俸月額を乗じて得た額を、既に受けている業績手当に加算又は減算する。

・外部資金獲得手当…外部資金を獲得した者にその獲得額に応じた額を支給する。

III 総人件費について

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 6,664,968	千円 6,472,080	千円 6,647,266	千円	千円	千円
退職手当支給額 (B)	千円 635,076	千円 487,780	千円 422,164	千円	千円	千円
非常勤役職員等給与 (C)	千円 844,464	千円 820,519	千円 850,172	千円	千円	千円
福利厚生費 (D)	千円 1,053,619	千円 1,032,900	千円 1,081,325	千円	千円	千円
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 9,198,127	千円 8,813,279	千円 9,000,927	千円	千円	千円

注:中期目標期間の開始年度分から当年度分までを記載する。

総人件費について参考となる事項

「給与、報酬等支給総額」及び「再広義人件費」に係る対前年度比及び増減要因

①「給与、報酬等支給総額」

前年度比 175,186千円増(2.7%増)

増減要因

- ・人事院勧告に準じて実施した本給月額、地域手当の支給割合、期末特別手当の支給割合、勤勉手当の成績率のそれぞれの引き上げによる支給額の増
- また、37歳に満たない教職員の一部について、1号給上位調整したことによる支給額の増

②「再広義人件費」

前年度比 187,648千円増(2.1%増)

増減要因

- ・上記①の要因に係る「給与、報酬等支給総額」の増
- ・常勤の役職員に準じて増額措置を実施した「非常勤役職員等給与」の増
- ・「給与、報酬等支給総額」及び「非常勤役職員等給与」の支給増加に伴う法定福利費の支出増に伴う「福利厚生費」の増

「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成29年11月17日閣議決定)に基づき、平成30年3月から以下の措置を講ずることとした。

役員及び教職員の退職手当について、支給額の減額改定を実施

役員に関する講じた措置の概要:退職手当の支給率を100分の10.875から100分の10.4625に改定

教職員に関する講じた措置の概要:退職手当支給率の調整率を100分の87から100分の83.7に改定し、退職手当基本額の最高限度額を、退職日本給月額に49.59を乗じて得た額から47.709を乗じて得た額に改定

なお、大幅な減額改定のため、学内の折衝に時間を要したことから、措置の開始時期は平成30年3月15日となり、国家公務員に係る措置時期(平成30年1月1日)と異なる取扱いとした。

IV その他

特になし